

警告灯が点灯又は点滅している自動車について

異常等が生じている自動車については修理後に審査することを明確にするため、「審査時における車両状態」として以下の事項を規定しました。

平成29年2月以降、これに該当しない受検車両については審査を行いませんので、確実に修理した後に検査コースに持ち込んでいただきますようよろしくお願ひいたします。

「審査時における車両状態」とは次に掲げる全ての要件を満たすものをいいます。

1. 空車状態（積載物がない状態）の自動車に運転者1名が乗車した状態であること。
2. 原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。

① 前方のエアバッグ



(例)

② 側方のエアバッグ



(例)

③ ブレーキ



(例)

④ ABS



(例)

⑤ 原動機



(例)

3. 原動機の作動中において、運転者席の運転者に警報するブザー類が継続して吹鳴していない状態であること。
4. 受検車両に装着しているタイヤは応急用スペアタイヤでないこと。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

お知らせ

警告灯が点灯又は点滅している自動車について

異常等が生じている自動車については修理後に検査することを明確にするため、「検査時における車両状態」として下記のとおり取扱いをいたします。

記

平成29年2月以降、「検査時における車両状態」に該当しない受検車両については検査を行わないよう検査事務規程の改正を予定しておりますので、確実に修理をした後に受検していただきますようよろしくお願ひいたします。

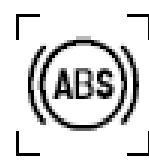
●「検査時における車両状態」とは次に掲げる全ての要件を満たすものをいいます。

1. 空車状態（積載物がない状態）の自動車に運転者1名が乗車した状態であること。
2. 原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。

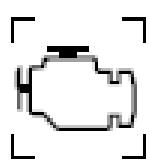
①前方エアバック ②側方エアバック ③ブレーキ



④A B S



⑤原動機



3. 原動機の作動中において運転者席の運転者に警告するブザー類が継続して吹鳴ていない状態であること。
4. 受検車両に装着しているタイヤは応急用スペアタイヤでないこと。



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

平成29年1月より自動車の 検査標章が変わります。

(ステッカー)

※軽自動車を除く

現在貼付されている検査標章は自動車検査証の有効期間が
満了するまでは引き続き有効です。

現在の様式



変更後の様式



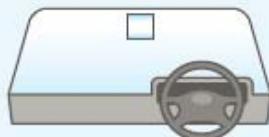
デザインを
変更します。

検査標章(ステッカー)の貼付位置にご注意ください。

《表示方法(前面ガラスの場合)》

ステッカーは、自動車検査証の有効期間が満了する時期を示すもので、自動車の前面ガラスの内側に前方から見やすいように貼り付けて表示するように定められています。

Ⓐ 基本位置



- 車室内後写鏡を有する自動車はその前方の前面ガラスの上部に貼り付けてください。

Ⓑ 着色ガラス



- 前面ガラスの上部が着色され、外側より検査標章を確認することができない場合は、確認できる位置まで下方にずらした位置に貼り付けてください。

Ⓒ その他の自動車



- 他の自動車は運転者席から最も遠い前面ガラスの上部に貼り付けてください。

※有効期間の満了した自動車については使用できませんので、引き続き使用する際は継続検査を受けてください。



国土交通省

検査標章（ステッカー）の様式変更に伴う対応について

平成29年1月から登録自動車（軽自動車を除く）の検査標章（ステッカー）の様式が変わります。

なお、一部の車種においては、フロントガラス上面の遮光セラミックコート部（ドット柄）に検査標章を貼付するための「貼付用窓」を設けた車種があり、平成29年1月から交付の検査標章を貼付した場合、標章の一部がセラミックコート部に隠れてしまい、道路運送車両法に抵触する恐れがあることから、セラミックコート部以外の視認可能な位置へずらして貼付する必要があります。

また、トヨタ自動車株式会社においての本件対応については、下記のとおり、国土交通省および自動車技術総合機構への報告が実施された旨の情報提供がありました。

なお、トヨタ自動車株式会社以外の自動車メーカーからの情報については、現在ありませんが、入り次第改めてお知らせ致します。

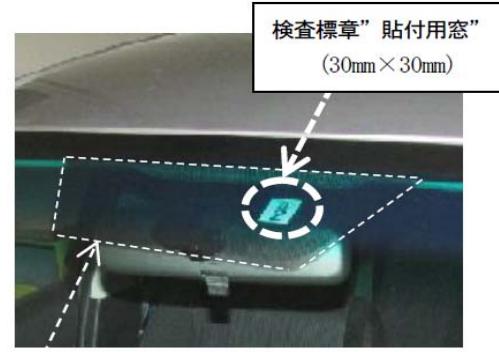
’17年1月より検査標章が変更されましたが、トヨタの一部車種において、フロントガラス上部の遮光セラミックコート部に検査標章を貼るための“貼付用窓”を設けており、新検査標章を貼付した場合に、標章の一部が隠れ見えにくくなってしまう恐れがあるため、お客様へ貼付位置を変更いただくよう、注意喚起をお願いいたします。

また、“貼付用窓”への誤貼付を防止するための「ウインドシールドガラスシール」をトヨタ純正品として用意いたしました。全国トヨタ部品共販店よりご購入が可能となりますので、あわせてご案内いたします。

■一部車種の現状

一部車種（次頁対象車両）に、フロントガラス上部の遮光セラミックコート部に、検査標章を貼るための“貼付用窓（30mm×30mm）”を設定

- ① お客様が「新検査標章」を、これまで通り“貼付用窓”に貼った場合、検査標章の一部が遮光セラミックコート部に隠れ、外側からは一部が見えなくなり、道路運送車両法に抵触の恐れあり
- ② “貼付用窓”が空いた状態の場合、お客様による新検査標章の誤貼付を誘発、また、遮光性、見栄えが大きく低下



■お客様へ注意喚起いただきたいこと

新検査標章の貼付位置について、遮光セラミックコート部以外の場所へ貼っていただくよう、ご説明ください。

なお、貼付位置については、国土交通省HP「検査登録のしくみ」－「しくみ5:検査に付帯する諸制度－検査標章（ステッカー）」をご参照ください。

http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/sikumi/sankou_041.htm

■トヨタ純正品「ウインドシールドガラスシール」の設定

“貼付用窓”への誤貼付防止のため、トヨタ純正品「ウインドシールドガラスシール」の貼付けをお勧め（有償）いたします。

品番 : 56119-20030

品名 : シール、ウインドシールドガラス

購入場所 : 全国トヨタ部品共販店

■対象車両 (※現在生産している車両に“貼付用窓”を設けている車種はありません。)

車種	生産期間	備考
L S	'06. 8 ~ '16. 9	
H S	'09. 7 ~ '11. 10	
S A I	'09. 12 ~ '11. 10	
カルディナ	'05. 1 ~ '07. 6	
ブレイド	'06. 11 ~ '12. 4	
アリオン/プレミオ	'04. 12 ~ '16. 5	
サクシード/プロボックス	'14. 9 ~ '16. 6	MOPハックカメラ内蔵自動防眩ミラー付車のみ
マークX	'04. 11 ~ '16. 11	
ラクティス	'05. 10 ~ '10. 10	
カローラ	'06. 9 ~ '16. 7	
オーリス	'06. 10 ~ '12. 8	

検査コースの機器点検に伴う閉鎖について

機器点検のお知らせ

日頃から検査業務にご協力して頂き
ありがとうございます。
検査機器定期点検のため、下記の通り
検査コースを閉鎖します。
皆様のご理解とご協力をお願いします。

記

1月12日(木)

2コース(小型)

2月14日(火)

午前 4コース(小型)

午後 二輪コース

自動車検査独立行政法人
関東検査部山梨事務所長

指定整備事業協議会 自動車検査員業務等研修会が開催されました

指定整備事業協議会では、指定自動車整備事業の適切かつ円滑な運営を図るため、関東運輸局山梨運輸支局と、独立行政法人自動車技術総合機構 関東検査部山梨事務所のご協力を頂き「自動車検査員業務等研修会」を開催しました。

当日は、多くの自動車検査員が参加し、実車を使用し、不良箇所の設定をする等、実技研修も行われ、現場において応用できる充実した研修となりました。

開催日時 平成28年12月9日（金） 14:00～17:00
会 場 (一社)山梨県自動車整備振興会 大講堂・第3教室・実習場
参 加 者 150名



全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例 Vol. 60

【内容】ブレーキ関係の修理を依頼したが、直らないと言われた。

- ・車名：軽トラック
- ・登録年月：昭和61年
- ・走行距離：47,000km
- ・相談日：平成27年11月25日

半年前に車検を整備工場（認証工場）に依頼した。納車された車を確認すると、動きが重く、また、ブレーキをかけると片効きをする状態で怖くて乗れなかった。工場に再入庫させ、1ヶ月経過後の連絡では、広範囲にブレーキ関係の部品交換を行い、また、考えられる部分の修正をしたが症状は改善されず、劣化によるフレームの歪みによる不具合と判断され、直らないとの説明であった。前回の車検の際、フレームの錆びによる孔あき修理を有償で行っており、不具合の因果関係も判らずに、直らないままでは納得できない。車検合格後に不具合を指摘されても無理な話。車検を取らない選択肢もあったので、現状では乗ることが出来ないことから保証して欲しい。

【対応】

相談者には、「整備依頼を受けたのであれば工場側は原状回復、ないし依頼事項を処理するのが原則になると思います。今回の場合フレームの傷み具合について発見が遅れたことは、通常の目視により確認作業だけでは困難な部分もあると思いますが、前回の修復履歴や年式等を考えて対応が必要であったとも言えます」と説明した。更に、「乗り続けたいとの考えであれば、外部に委託する等により現在の技術によれば、相談者の応分の負担をもって再生させることも可能かと思います。また、作業を中断するのであれば完了していないことから整備工場側と話し合いの場を設けられると思います」と伝えた。工場に確認の結果、原因探究に時間が掛かったことや前回の修理状況等を考慮した対応が出来なかった点は認識しており、最善を尽くしたが成果を上げられなかった。相談者には全ての車検経費を返却する方向で交渉しているが、理解を頂けていない状況であった。外部委託による修復作業についても選択肢に含め、社内で検討して話し合いを続けたいとのこと。相談者には確認内容を伝えると共に、話し合いの中で妥協点を探るようにアドバイスをした。

バッテリ液量点検要領について

トヨタ自動車株式会社

車両に搭載するバッテリの多様化に伴い、バッテリ液量点検の要領を見直しました。
つきましては、以下の通り点検要領をお知らせしますので、確実な点検整備の実施をお願い致します。

■ 対象点検項目

液量（完全密封式はバッテリ型式の先頭に S の標記があり、液量点検不要）

表1：型式表示とバッテリの種類

型式表示（例）	バッテリの種類	備考
S46B24L	完全密封式	バッテリの液減少なし
46B24L		一般的なタイプ
Q-85		アイドリングストップ車等に採用
LN2		欧州規格タイプ

■ 追加内容

- (1) インジケータを使用する方法の追加
- (2) 判定基準を明確化
- (3) 異常時の対応を、バッテリの搭載位置毎に区別化

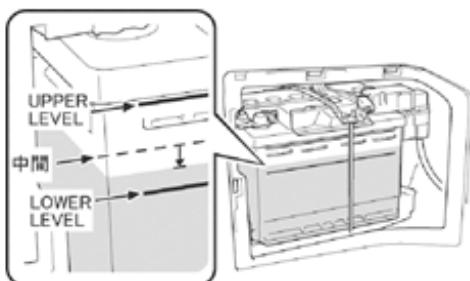
■ 液量点検要領

表2：液量点検要領

赤文字部が今回の追加内容

項目	要領	
点検手法 (判定基準)	バッテリ側面又は液口栓から液量を目視 (UPPER-LOWERの中間位置より上にあること) もしくは バッテリ上部のインジケータを確認 (液不足の表示が出ていないこと)	
異常時の 対応	室内搭載の場合	交換
	室内以外搭載の場合	液補充

*2: UPPER-LOWERの中間位置



<注意>

歐州規格バッテリで、UPPERラインの表示がないものについては、バッテリ上蓋の底面がUPPERラインになります。

図1：中間位置イメージ

*3: インジケータ表示例

表3：インジケータ表示と読み取れる内容

インジケータ表示 (色)			
液量	問題なし	問題なし	<u>不足</u>
比重	問題なし	低い	不明

*4: 室内搭載

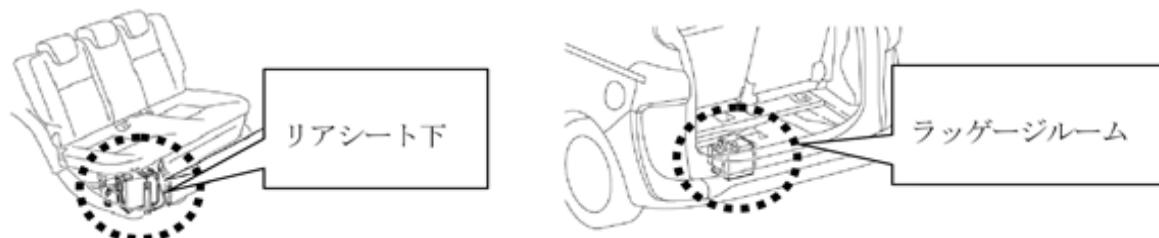


図2：室内搭載の例

*5: 室内以外搭載



図3：室内以外搭載の例

*6: 液量不足でバッテリ交換になる理由(室内搭載の場合)

エンジンルーム搭載と比較し、バッテリ液の温度が上がりにくいため、減液が少ない。

減液が多い場合は、バッテリの異常または寿命が近いと考えられます。